

日本古典文學大系 61

椿説弓張月下

後藤丹治校注

岩波書店刊行

棒説弓張月 下

日本古典文学大系 61

昭和 37 年 1 月 6 日 第 1 刷 発行 ©
昭和 51 年 5 月 25 日 第 12 刷 発行

定価 2100 円



校 注 者

後 藤 丹 治

東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

発 行 者

岩 波 雄 二 郎

長 野 市 中 御 所 2-30

印 刷 者

田 中 忠

発 行 所

東京都千代田区 株式 岩 波 書 店
一ツ橋 2-5-5 会社

落丁本・乱丁本はお取替いたします

目次

凡例	三
----	---

統篇	一一
----	----

卷之三	二
卷之五	七〇

卷之四	四
卷之六	九七

拾遺	一二九
----	-----

拾遺上帙目錄	一三
卷之四	二九

卷之一	二七
卷之五	三九

卷之二	六
拾遺篇附言	三三

卷之三	一五
-----	----

殘篇	二六九
----	-----

殘篇目錄	二七三
------	-----

殘篇引用旧說崖略	二七五
----------	-----

卷之一	二七六
-----	-----

卷之二	二七五
-----	-----

卷之三	三九
-----	----

卷之四	三六
-----	----

卷之五	三九八
-----	-----

為朝神社并南島地名弁略	四三
-------------	----

補注	四七
----	----

凡 例

一、本書の底本としては、本文・挿絵ともに弓張月の最も原始的な形態を伝える初版本を用いた。初版本は稀覯のものであるが、今は鈴木重三氏所蔵の二本を用いた。この初版本の価値・内容は、「未刊江戸文学」掲載の林美一氏の論考や鈴木氏執筆の「椿説弓張月の初版本について」(上冊所載)を読まれることを希望する。

一、できるだけ忠実に底本の面影をとどめることに努めたが(有名な北斎の挿絵も全部これを転載した)、一般の読者に読みやすくするため、改変を加えたところもある。すなわち底本には段落はないが、本書では適宜段落を切って、行を改め、且つ人物の会話・独語・古書の引用の時などには「」を施した(古書の引用の時は、原文通りの引用でなく、古書の大意を引いた場合も「」を施した)。また会話中に引かれた古書の言葉等には二重に「」を附して、これを区別した(人物の心の中で考えたことには「」はつけぬ)。

一、底本の句読はもとのままにした。ただし底本は句も読も皆「。」で記されているのを(ごくまれには「・」を用いている)、本書では句は「。」読は「、」と改めた(ただし漢詩のような特殊なものの場合には、「。」のみとしたこともある)。

一、底本の古体・異体・略字・俗字・合字の類はおおむね通行の字体に改変するのを原則とした。その幾分を例示すれば、左のようなものである(括弧内は本書の文字)。

寸(トキ) 才(等) ノ(ニシテ) 一(コト) 片(トキ) 片(トモ) 片(ドモ) ㇿ(候) ㇿ(也)
 奇(奇) 鈎(鈎) 聞(聞) 臥(臥) 窻(窻) 鑑(鑑) 筈(筈) 珍(珍) 坐(坐) 座(座) 庵(庵) 鳶(鳶) 岸(岸)
 藝(繁) 條(條) 弥(弥) 懃(懃) 寫(島) 誇(誇) 跨(跨) 宦(宦) 荅(荅) 勅(勅) 宜(宜) 宵(宵) 船(船)
 汚(汚) 改(改) 疑(疑) 寂(最) 迭(迭)

ただし、新字体(当用漢字)に一致するものは、そのまま用いることにした(新字体に一致しなくとも、それに近似するものも新字体としておいた)。なお一見、奇異の感を抱かせるもので、しかも字彙・正字通・康熙字典(これらの中国の字書は、馬琴が座右に備えて参考としたと認められる)に何等かの所見があるものや、とくに馬琴の用字上の特色を示すと推定せられるものは、できるだけそのままに残すことにした。たとえば、𪛗(擲) 虛(虚) 駟(駟) 窮(窮) 貞(顔) 窺(窺) 捕(擲) 拖(曳) 牢(牢)の如きものである。

一、ふりがな・送りがな・仮名遣は底本のままとし、濁点・半濁点も底本にあるものだけをつけ、当然あるべき所にも、底本にない時はつけないことを原則とした。

一、朝夷巡嶋記初輯第二編の「著編の五謬」で、馬琴自身が慨嘆しているように、その出版された馬琴の読本には多少とも誤字・誤刻がある。本書の底本とした初版本も、弓張月の最も正しい姿を伝えたテキストであるが、なお原稿の浄書者や版木師などの手によって誤られたものもあることが予想せられる。故に明らかに誤字・誤刻と認められるものは、これを訂正し、頭注にその旨をことわった(ただし頭注にその誤りである旨をことわって、しかも本文はもとのままにしておいたものもある。また誤りであっても、馬琴が慣用しているものは馬琴の意志を尊重して、なるべくこれを残すことにした)。

一、初版本は後摺本と文句などの違うところが多い。今、頭注および補注の、それぞれの個所で、初版本と後摺本との異同をあげた。

一、頭注は見開き二頁の範囲内に収めるようにした。ただし頭注の分量の都合で、その前後の頁にわたって組入れたものもある。

一、頭注において、それぞれの語の用例をあげる場合には、しばしばその語の解釈の下に（ ）に入れて、それらの用例を含む書名を列記した。用例の多い場合は、その一部分の書名をあげて、他を省略したこともある。また頭注は上欄の余白の関係等で、前の方の説明を簡略にし、後の方の説明を詳細にしたものもある。

一、補注は主として、頭注に載せきれないものや、考証風なものを一括して巻末にあげて置いた。

一、頭注および補注においては、論証の過程を省き、帰結のみを記したところもないではない。しかしこれらは決して論理の飛躍でもなく、漫然そう推測したのでもなく、私としては熟慮の結果、そういう帰結を得たのであることを諒承せられたい。

一、弓張月の注釈的な研究は、上冊所載の「解説」でも述べた通り、ほとんど未開拓の分野である。今は馬琴自身の著作はもとより、中国の典籍、日本の上代から中世にかけての歴史・文学、近世期の随筆・雑著・地誌その他を渉猟し、ひろく出典および用例をさぐって、全く新しい立場からこれが注釈を完成することに努めた。そして能うかぎり、馬琴の個性を明らかにし、「馬琴その人の解釈」をつきとめることに精進したが（本書において私の執った注釈上の態度・方針については「解説」の七参照）、しかし資料の不足のため「馬琴自身のもつ解釈」を知ることのできなかったものは、普通の辞書類の説明をそのまま取入れた。これらは馬琴が果してそう解釈したかどうか、それを肯定する理

由も見当らないし、否定する理由もないのである。故にしばらく普通の解釈に従った。この種の便宜的な解釈が、本書のうちに相当に多いのは、やむを得ないことであった。

一、挿絵はかならずしも底本相当の場所には入れないで、内容上、適切と思われるところに挿入した。

一、頭注・補注は、新字体を使用し、現代仮名遣に従った。

一、頭注・補注に引いた、弓張月以外の書物も、できる限り原文のままを引くことにしたが、原文に句読点のないものは便宜上、これを施した。しかし煩雑になるのを恐れて、振仮名や左注の類を省いたものが多い。漢文はおおむね訓み下し文にしたが、その訓み下し文は旧仮名遣によった。

一、国立国会図書館の鈴木重三氏は上冊に引続きその御架蔵の弓張月初版本の貸与閲覧を許されたばかりでなく、挿入写真の選定、撮影について種々教示を賜った。畏友丸山季夫氏が、最初鈴木氏を私に紹介され、初版本参照のため、斡旋の労をとられたのは、この書が弓張月の優秀な本文を翻刻して学界に寄与するを得た、そもその機縁をなすものであり、また、早大附属図書館をはじめ東西各地の図書館、文庫の当局者が多くの便宜を与えられたのも有難いことであった。併せ記して、厚く御礼を申上げる次第である。

一、馬琴の名作弓張月の校訂注解はここによりやく完成した。私としては最善を尽くした結果であるが、しかし八宗兼学、和漢古今を貫通した馬琴の学問、知識は容易に後人の窺竄を許さないものがある。上冊出版後、私の読書範囲の広まるにともない、新たに気がついた本朝語國、池北偶談その他と弓張月との出典関係については、雑誌「学大國文」第三号（昭和三十五年二月発行）でとりあえず言及しておいたが、同様なことはこの下冊についてもいえるであろう。それらのものは、後日何かの機会に一括追補したいと思っている。

書名略称表

青砥	青砥藤綱摸稜案	質屋庫	昔語質屋庫	八大伝	南総里見八大伝
阿旬	阿旬殿兵衛実々記	四天王	四天王剿盗異録	美少年録	近世説美少年録
絲桜	絲桜春蝶奇縁	俊寛	俊寛僧都島物語	梅柳	隅田川梅柳新書
石童丸	石童丸苅萱物語	巡嶋記	朝夷巡嶋記	皿皿	皿皿郷談
燕石	燕石雜志	松染	松染情史秋七草	皿山記	盆石皿山記
怪風伝	頼豪阿闍梨怪風伝	水滸画伝	新編水滸画伝	稚枝鳩	復讐奇談稚枝鳩
俠客伝	開卷驚奇俠客伝	石言	石言遺響	海嶋風土記	伊豆国海嶋風土記
雲妙間	雲妙間雨夜月	石魂録	松浦佐用媛石魂録	宇治拾遺	宇治拾遺物語
月水	月水奇縁	國の雪	標注國の雪	雨月	雨月物語
解脫物語	新累解脫物語	常世	勸善常世物語	書紀	日本書紀
胡蝶物語	夢想兵衛胡蝶物語	常夏	常夏草紙	盛衰記	源平盛衰記
三国	三国一夜物語	南柯	占夢南柯後記	三才図会	和漢三才図会
三七	三七全伝南柯夢	八丈	八丈綺談	倭名抄	倭名類聚抄(二十卷本)

椿說弓張月

一 孝行で、志がはげしく。

二 中山伝信録卷四、中山省の間切の条に北山の名がある。しかるに馬琴は第三十三回で、琉球国に四つの霊場があるとして「第三は、山南省の北谷、むかし天孫氏蛇を殺せしところにして、海辺也」とした。

三 中山伝信録卷四「琉球地図」の条に「首里、王宮の在る所」とあるによるか。

四 第十五回に「夫天子は万民の父母として」などある。この語は孝経もしくは書経によるか。↓四二二二頁注二。

五 ↓補注一。

六 どちらにしても雨が身体にかかると意。むだであることのたとえ。

七 後世からとやかく批評されて、徳のない君主といわれるだらうに。

八 今回の募集に応じて。↓四四六七頁。

九 ↓四四七〇頁以下。

二 真鶴のもとからの希望。

一 多くの国民。二 女官の名であらう。中山伝信録卷五「冠服」の条に「王の妃は鳳頭の金簪、宮人亦分つて五等と為す。約すに百人。命婦の頭簪、皆其の夫の品秩に視ふ」とあるによるか。或は枕草子の「命婦のおもと」によつたものか。三 琉球国の官位のことば、中山伝信録卷五「官

續西八郎
為朝外傳
椿説弓張月續編卷之三

東都 曲亭主人編次

第三十五回

真鶴孝烈北谷へ赴く
國鼎勇敢阿公を拉ぐ

毛國鼎は寧王女廉夫人を諫まゐらせ、ふたゝび首里の王宮へ参りて、真鶴が忠孝を詳に聞えあげ、彼をもて、轡とせん事を請奉りしかば、尚寧王これを聞てふかく嘆賞し、「われ寧王女を轡にすべく思ひつるは、民の父母として、これを救ふによしなれば也。しかれども、王女は既に中城と稱せられ、尊き事世子たり。今彼を害して、國の患を除んには、臂をもて雨を避るがごとし。後世の議論を脱れ難くて、不徳の君といはるべきに、司馬順徳が女兒真鶴とやらん。這般の募に應じて、まゐれる志いと賞すべし。彼が父順徳は、世に愛たき忠臣なりしを、思ひ悞りて誅せし事、久しくこれを後悔す。しかるを亦その女兒をさへ轡として、海底に投ん事、不便にはおもへど、そは彼

制」の条、琉球談「官位」の条にある。それによつて第三十三回到「官位の品級、正從すべて九等あり」とした。四「國王の舅に准ずるもの」の意であるが、この名称は中山伝信録、琉球談にはない。馬琴の仮構か。贈官は死者に官位をおくること。中山伝信録卷四「琉球地圖」の条に「北谷(中略)章氏の女真鶴」とあるによる。第三十三回にもそうある。六國家を保ち、やすらかにした夫人(貴人の妻)の意であらうが、この名称の出所は不明。追封は死者を任命すること。七喜んで。馬琴の慣用語。へ氣がはればれとした意。水滸伝の最初の「一旦雲開けて復天を見ると正に百姓をして再び天日の面を見しむる如く一般なり」によるか。九甚だしく。一〇八八頁注五。二〇身心をきよめて。二一あらんかぎりの知恵をしぼつて計略をめぐらすのはおそろしいことである。二三書記「神代」の下に「海浜」を「ウミベター」とよんだによるか(八大伝第百三十三回、美少年録第十八回)。二三琉球國の神。一四四六頁注一。二四補注二。二五補注三。二六第三十三回到阿公が三十余人の弟子を持つていたとある。二七高きすいた祭場。二八しめなわ。神前などに引いたなわ。二九状態。ようす。太平記卷五「大塔宮熊野落事」に「山中の爲体(いひ)」などあるによる。三〇補注四。三十三

が本來の情願なるに、われもひとりの少女を惜て、千万人には換がたし。よりて真鶴が忠孝を賞し、即命婦として、轎に北谷へ赴し、父順徳には、從一品、准國舅を贈官し、母章氏には、保國夫人と追封すべし。この旨よろしくいひしらせよ。」と叮嚀に仰するにぞ、毛國鼎は、欣然として命を稟、忙しく中城に退りて、仰の趣を述しかば、廉夫人寧王女はさらなり、真鶴は、はじめて天日を瞻こゝちしつ。首里の方に向ひて、君恩を拜謝し、今はおもひ遺事なしとて、なか／＼に死を急ぎて、次の日より潔齋し、轎にたつ日をまちたりける。かゝりし程に中婦君利勇等は、おもふに違ひて、いと本意なくはあれど、緯既に定りては、これをいひ破るによしなくて、いよ／＼廉夫人と毛國鼎を、いふせきものとし、これを憎こと甚しく、再て施す謀害もがなとて、ます／＼肝膽を推こそおそろしけれ。

かくて尚寧王は、みづから北谷なる、海邊に赴き、眞鶴を轎として、君真物の諸神を鎮め祭る、阿公が奇特を見んとて、豫て吉日を卜み、さて本日にもなりしかば、三司官より、里之子、親雲上、筑登之に至るまで、文武の官人夥將て、北谷に赴き給ひしかば、託女長阿公は、三十餘人の徒弟を従へ、浪打際壇を築き、壇の四隅に、注連引わたしてこれ待。緯爲体、いと晴がましくぞ見えし。この事世にかくれあらざれば、濱川、砂邊、野國、野里、玉代勢、屋良、桑江、嘉手納、平安山、伊礼、前城の郷人等、海辺

回到「この人はこれ、前国相毛公が子、国頭の按司、司馬順徳が姪なりける、中城の按司、司馬国鼎なり」。按司は琉球談に「領主諸侯の如きものなり」とした。↓(四四九頁注五。三)補注五。三神への犠牲であるから清浄を意味する白木のこしを使用した。上の淨衣も同様である。三しかたなく、この辺にさまよい。三剪燈新話卷三「富貴発跡司志」の「冬暖かなれども寒を愁へ、年豊かなれども飢に苦しむ」によつたものか。三雨月「浅茅が宿」の「人に餓口(がく)も同意。「餓ふ」は寄食すること(曲亭遺稿二九一頁に解るよりは、儀にならうと思つたのだ。三常言は昔からいいならわした言葉の意で、水滸伝によくある語。馬琴は他の作品でも、それをいつも「ことわざ」とよんでいる(用例は省略)。「悞の功名」は、俗に「けがの功名」というに同じ意。元神仏の霊験の意。三あららかにの意。馬琴の特殊用語。三物見は、興の、往来を見るために設けたところ。そこに掛けた簾。三蟬の羽のように透きとおつた美しい髪(左右の耳の上の髪。水滸伝の用語。三馬琴は「なか／＼」を「却つて」と「甚だしく」の二つの意に使っている。ここは「甚だしく」の意であらう。↓(四八八頁注五。三)この句出典不

に群集して、王を拜し、衆皆万歳と祝しまうして、時刻遅しと待ほどに、中城の按司毛國鼎は、新命婦真鶴に、蕉布の淨衣を被せて、白木の轎に乘し、夥の轎夫に昇しつゝ、浦曲ちかく参りしが、國王既に出給ふを見て、轎を壇のほとりに扛おろさし、忙しく轎夫等を退しつ、「真鶴を將て参れり。」と聞えあぐるに、紫巾官利勇、仰もまたですゝみ出、轎の内をさし覗きつゝ冷笑ひ、「謀叛人の女兒なれば、身のおき処なきまゝに、こゝらわたりに漂泊し、世は暖なれども膚寒く、年は豊なれども餓に苦しみ、口ひとつを餓かねて、自殺せんよりは、と思ふにこそ。世に捨られたる死物狂ひも、時を得て忠孝の名を竊み、父順徳が叛逆の罪名を削られ、剩例なき、高位高官を贈たまはり、その身さへ、命婦の列に入られしは、常言にいふ、悞の功名なり。阿公とくく、這奴を投めて、奇特を見せ給へ。」といそがせば、「うけ給はりぬ。」と應つゝ、阿公は、五七人の託女を將て、しづかに壇を下り來たり、轎の右手に立繞りて、あらやかに物見の簾をかきあげ、老嫗みたる臂を伸て、真鶴が黒髪を、無手と颯て引出す。憐べし真鶴は、蟬髪肩にふり乱れて、雪に拂ふ柳のごとく、紅顔砂に塗れて、風に落る梅に似たり。なか／＼に覺期究し事なれば、騒ぎたる氣色もなく、引るゝ隨に轉輓。その形勢、孤雁の鷹に捕るゝに異ならず。これを見るもの嘆息せざるはなく、「あな痛し。中城の御命に代奉り、國の患を禳除ん、と希ふ心操の、世に勝れたるのみならで、容止も又愛たし。かゝる

一 神さまの御心は、よくわからぬ。
 二 秘密な呪文(まじない)に唱えることば。
 三 神さまはあわれみをその心とし、人間は生命のあるのが第一である。この句、何かもとづく所があると思うが、不明。
 四 生きているものは、どんなものでも生命を惜しまぬものはない。「約生きとし活物(いづれ)」、朝に生れて夕に死する、蛭でも命は惜しむかに「八大伝第八十回」などあり、馬琴慣用の句。
 五 「かやゝ」は多勢の人が騒がしく声を立てるさまにいう語。それを馬琴は声高く笑う意に使用し、「顯然」または「顯然」の字をあてた。
 六 私(わたし)の意。馬琴は私という場合によくこういった。ただし女性の時に多いようである(用例は省略)。
 七 官吏と農工商の庶人。
 八 はつきりしているものとして疑わない。
 九 儀にすることを押しとどめて。
 一〇 水伯とも書く。→四四六七頁。
 一一 血食は毛血ある性(いさ)をすすめて神を祭ること。ここではないけにえそのものの意に用いた。
 一二 第三十二回(四四三頁)に「間切は琉球の方言。この方にて府といふがごとし。琉球に三十六の間切あり。これ国府にはあらず。みな県の類なるべし」とある。ここに間切の



少女を轎とし受て、人の願事(ねがごと)をか
 なへ給ふ、神慮(しんりょ)是に測(はかり)がたし。」と
 呟(つぶや)きけり。
 當下(そのとき)阿公(あこう)は、真鶴(まづる)を引立て、海
 邊(うみべ)に歩みより、且く口に秘文(ひもん)を唱
 やがて海面に推向(きしけ)て、数十丈なる
 崖(きりぎりし)の上より、突落(つまたお)さんとする処
 を、毛國鼎(もうこくてい)走りよりて、忙しく押
 とどめ、阿公(あこう)に對ていへりけるは、
 「天神(てんじん)は、哀慙(あいそ)を慮(こころ)とし、人は性
 命(いのち)をもて本(もと)とす。されば生(なま)とし活
 るもの、孰(いづれ)か命(いのち)の惜(おし)からざる。し
 かるを今(いま)、人(ひと)をもて轎(こ)とし、もし
 その驗(しるし)なきときは、その罪阿公(つみあこう)が
 うへにあり。神(かみ)その轎(こ)を受給(うけ)はず
 は、何(なに)をもて其許(そこ)の悞(あやまち)を補(おぎな)はん。